

ID: 862

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	入所措置費用の徴収		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第28条第1項		
法令番号	昭和38年法律第133号		
【根拠条文】 (費用の徴収) 第28条 第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日